

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和7年12月11日（第8日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和7年平泉町議会定例会12月会議8日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会12月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、総務教民常任委員会の委員会調査中間報告書を議題といたします。

この調査については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

それでは、報告申し上げます。

令和7年12月11日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

委員会調査中間報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり中間報告いたします。

1、調査事件。

総務教民常任委員会所管に係る調査について。

（1）人口減少対策について。

2、調査の経過。

(1) 本町を取り巻く状況と課題。

本町の人口は、昭和60年の9,703人をピークに現在に至るまで一貫して減少傾向が続いております。年齢区分で見ると、年少人口と生産年齢人口は減っておりますが、老年人口は増加しており、3人に1人が高齢者である。人口が減少しているにもかかわらず、世帯数は増加傾向となっており、1世帯当たりの人員が減少し、高齢者世帯が増えている状況にあります。

人口減少の対策として、町の将来を担う若者を中心とする人材の定着に取り組み、町内企業の経営基盤の強化と企業誘致を積極的に推進することで、若者の雇用の受皿づくりが求められております。

また、子育て世代の経済的な負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを安定させることによって、希望する子供の数を持てる子育て環境の整備を進め、子育てしやすいまちづくりにより少子化の流れを克服することが必要となっております。

将来的な移住にもつながる関係人口の創出を目指し、地域外の方が平泉を好きになるきっかけづくりに取り組むことが必要となっております。

(2) 調査及び検討の経過につきましては、お目通しをお願いします。

(3) 町民との懇談会。

魅力ある地域づくりをテーマに、令和7年2月に町民とのワークショップを行いました。

調査意見といたしまして、若者が集まる場所の創出や遊具がある公園が町内に欲しい、中尊寺通り、毛越寺通りの活性化をするべき、また移住体験を企画するべきではないか、こういった意見が出されました。魅力的な町にするため、今何が必要か、町民の方々から様々な意見や提案を伺うことができました。

次に、(4) 先進地視察でございます。

令和6年、栃木県那須町、那須まちづくり株式会社、福島県国見町の視察を行いました。那須まちづくり株式会社と国見町は、民間事業者が主体となり、人口減少対策としての移住・定住の促進に向けた事業に取り組んでおり、民間事業者の知識と経験を活かしながら、新たなコミュニティや拠点を整備したことで、受入れ体制の構築がなされたと感じました。

令和7年は、山形県朝日町、東根市を視察いたしました。

委員会所見といたしまして、朝日町では、地域おこし協力隊制度を早い段階から活用してきたことで、婚活、空家対策、空き店舗などの様々な分野で隊員の活動が広がっており、限られた資源の最大限の活用に努めていると感じられました。

東根市は、子育て支援に力を入れたまちづくりに取り組んでおり、山形県内で唯一人口減少が緩やかであり、移住・定住が進んでいるのも、こうした子育て環境整備支援施策が充実していることにより、合計特殊出生率が高いためと考えられます。

以上の調査結果から、3、調査意見といたしまして、

1、人口の自然増への取り組み。

(1) 近年の物価高騰は、若い世代の生活を圧迫し、困窮する家庭も増加していると言われ

ている。若い世代が出産や育児に対して抱える不安を解消し、子育てしやすい環境整備のために、中学生への給食費の無償化及び第2子以降への出産祝金の多子加算の経済的な支援策を講じられたい。

(2) 子育て世代から強く要望のある、子どもたちが伸び伸びと遊び、多世代が交流することができる公園の整備は喫緊の課題である。早急な整備を図られたい。

2、人口の社会増への取り組み。

(1) 地域おこし協力隊などの人材を活用し、小規模ビジネスなどの起業を促し、中尊寺通りや毛越寺通りの空き店舗の活用により、観光客が散策したくなる町並みの形成を図り、交流人口の増加を図られたい。

(2) お試し居住をさらに推進し、移住への機会の創出を図られたい。

(3) 若者のU I ターンを増やすためには、雇用の場としての企業誘致を積極的に推進することが必要である。企業誘致の推進と空き家バンクの充実による住まいの提供を図られたい。また、安価で購入できる住宅団地の造成など、住環境の整備を図られたい。

4、その他。

今後は、調査意見をどのように町政に反映させるのかについて継続し、調査研究を進めてまいります。

以上、中間報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査中間報告書は、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

(発言する声なし)

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、産業建設常任委員会の委員会調査中間報告書を議題といたします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、産業建設常任委員長、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

令和7年12月11日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

産業建設常任委員会委員長、三枚山光裕。

委員会調査中間報告書。

本委員会が調査した事件について、調査の結果について下記のとおり中間報告をいたします。

1、調査事件。

産業建設常任委員会所管に係る調査について。

- (1) 社会基盤整備について。
- (2) 農業振興策について。
- (3) 観光・産業振興策について。

2、調査の経過です。

- (1) 本町を取り巻く状況と課題。

社会基盤整備については、長年の課題となっている町道の改良を引き続き推進するとともに、住民生活と密接不可分となっている景観条例の見直し改定などが課題となっています。

農業振興では、地球温暖化に伴う自然災害や遊休農地への対応と後継者対策が急がれます。とりわけ近年急増しているクマの出没、新たなイノシシ被害の拡大など、相次いで住宅の近隣での目撃情報が報告されていることに住民は危機感を募らせています。町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共有していくため、野生鳥獣対策の体制強化が喫緊の課題となっています。

観光・産業振興策では、物価高騰が町内事業者の経営と暮らしに及ぼす影響は改善に向けた途上であり、その支援策も求められています。

- (2) 調査及び検討の課題については、以下のとおりお目通しを願いたいと思います。

- (3) の視察研修についてです。

令和6年は、10月に神奈川県真鶴町及び小田原市を調査したところであります。

調査内容は、景観条例、真鶴町では真鶴町まちづくり条例となっていますが、その調査を真鶴町まで行いましたし、6次産業については小田原市で行いました。

所見についてですけれども、真鶴町のまちづくり条例は平泉町とは全く異なった背景、歴史から生まれた景観条例でありますけれども、平泉町との大きな違いは、一般住宅は規制の対象外となっていることであります。何よりも行政と町民との意思疎通が必要で十分なされて、その丁寧さを感じたところでありまして、平泉町としても学ぶべき点が多かったと思います。

6次産業についてでありますけれども、この平泉町でも6次産業の食品衛生法の改正に伴う課題がありましたけれども、はなまるキッチンの石井代表は、やはり保健所との良好な関係、提案、そういったものが大事だということに非常に大事な点だと感じたところでありました。

令和7年の調査でありますけれども、今年11月、神奈川県鎌倉市景観条例について、そして観光協会ではオーバーツーリズムについて研修をしてきたところであります。

鎌倉市の都市景観づくりというのは、NPO法人、市民、事業者、その協同で進められています。市内を21の区域に分けた都市景観形成のための方針と基準が定められておりました。そして、個人住宅に係る基準は、基本的に緩やかなものとなっているのが特徴でありました。実際の建築物のデザインも自由度が大きくなっていったところであります。真鶴町同様に、住民との話し合い、協議を大事にしているという点で共通点があったと思います。

オーバーツーリズムについては、今後、国も6,000万人、現在の2023年比で2.4倍の外国人旅行者数を想定しておりますけれども、そういった点では、こういった鎌倉市の取り組みも重要

なところだと思ったところであります。

(4) 町民との懇談、ワークショップの開催であります。

今年、令和7年2月に開催したところであります。今回は、地域青年会、町内にも多くの青年会がありまして、9名の参加もしていただいたところでありました。テーマとしては、住みやすい町とはということでありました。出された意見は、条例の見直しも含めた景観条例による課題、前回のワークショップ同様に、この課題が一番に出てくるというのが特徴でありました。また、補助制度による地元工務店の活用、あるいは空き家問題と相続問題、こうした意見が出されたところでありました。

所見ですけれども、やはりこの景観条例、誰のためのものなのかというのが2回のワークショップを経ての結論であり、特に若い世代が近隣自治体へ移住している現状から、都市計画マスタープランの改定を踏まえ、住民の目線に立った景観条例の見直しと改定が求められていると思います。

3、調査意見であります。

以上の調査を踏まえて、(1) 社会基盤整備についてです。

長年の課題である町道の改良路線の推進を引き続き図られたい。

景観条例においては、都市計画マスタープランの改定を踏まえ、一般住宅は規制の対象外、または緩やかな基準にするほか、町並みにおいても地域の特性ごとに景観形成の方針や基準を定めるなど、他自治体の景観条例も参考にし、住民との話し合い、協議を大事にしながら、住民の要望に沿った改定に取り組まれたい。

(2) 農業振興策について。

町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、野生鳥獣対策の体制強化を図られたい。特に、クマ対策として茂み削減のための刈り払いや里山の整備のための地域や団体の補助制度の整備、緊急銃猟の体制確立、自治体活動の報酬及び有害鳥獣捕獲謝礼などを見直し、改善を検討するほか、県や国への要望など、秋田県、花巻市など先進地域の取り組みを参考に対策を講じられたい。

(3) 観光・産業振興策について。

物価高騰の中で、価格転嫁が難しい中小零細企業者も廃業や倒産が、岩手県内では2011年の東日本大震災に次いで増えていることから、町内事業者への支援を強められたい。

現在、平泉町ではオーバーツーリズムと言われる状況はないものの、平泉町は面積当たりの入込客数が全国有数の観光地であり、今後、国の方針による観光客の急増も考えられることから、その動向を注視し対策も講じ検討されたい。

以上、答申としたいと思っております。引き続き調査継続し、研究調査を進めてまいりたいと思っております。

以上、報告といたします。

議長（高橋拓生君）

ただいま報告のあった委員会調査中間報告書は、議決を必要とするものではありませんが、

特に質問があれば発言願います。

(発言する声なし)

議長（高橋拓生君）

なければ、次に進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第3、委員会閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務教民常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長、平泉町議会議員、報酬等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（高橋拓生君）

日程第4、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員の定数改善・教育予算の拡充についての陳情を議題といたします。

この陳情については、総務教民常任委員長の報告を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

令和7年12月11日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

1、件名、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充についての陳情。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第5、議案第45号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

それでは、議案書3ページをお開き願います。

議案第45号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和7年6月に公職選挙法施行令の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に係る費用の限度額が引き上げられたことに準じ、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公営に係る費用について同様の扱いとするため、改正しようとするものでございます。

参考資料の1ページをご覧ください。

議案第45号参考資料、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明いたします。

第8条では、選挙運動用ビラにおける1枚当たりの作成単価に係る公費負担の限度額について、7円73銭から8円38銭に引き上げようとするものです。

次に、1ページから2ページに記載の第11条では、選挙運動用ポスターにおける1枚当たりの作成単価に係る公費負担の限度額について、単価の計算過程で基礎となる541円31銭を586円88銭に引き上げようとするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される町議会議員又は町長の選挙から適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第6、議案第46号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長(岩渕嘉之君)

それでは、議案書4ページをお開き願います。

議案第46号、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、一般職の職員に対する特殊勤務手当のうち危険物取扱手当について、従来は業務従事実績を月単位として捉え、月額制で運用してまいりましたが、業務内容の性質上、実績を日単位で捉え、日額制での運用に改めようとするものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

議案第46号参考資料、平泉町一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明いたします。

4ページに記載の別表第26項を3ページ記載の別表第9項のとおりとし、危険物取扱手当の規定において、支給の範囲では危険物取扱資格を有する者が当該業務に従事した月に従事した日に、支給の区分及び金額において、月額1,000円を日額300円に改めようとするものでございます。また、別表中、支給の範囲が削除の規定となっている17項目を削り、9項目の支給の範囲に改めようとするものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第7、議案第47号、平泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長(千葉光祉君)

議案第47号、平泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書6ページをお開きください。

児童福祉法の改正により、保育所等に通っていない子供も含め全ての子供の育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、令和8年度から全国の自治体で乳児等通園支援事業を実施することが規定されたところであります。

この事業を実施するには、国の定めた設備・運営基準の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を基に、市町村は条例で設備及び運営の基準を定める必要があることから、当該条例を制定するものであります。

この条例においては、今申し上げたとおり、国の基準を基に内容の区分けとして章を設け、第1条から第28条までの条項を定めております。各条項につきましてご説明いたします。

初めに、第1条では、本条例の根拠となる法律、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を規定するものです。

第2条では、本条例における基本的な用語の意義についての定義を規定するものです。

第3条では、本条例の基準を最低基準と定め、環境及び職員についての最低基準及び町の最

低基準を向上させる努力義務を規定するものです。

第4条では、町が乳児等通園支援事業者に対して設備及び運営を向上させるよう勧告できることを規定するものであります。

第5条では、乳児等通園支援事業者の一般原則について規定するものです。

第6条では、非常災害に必要な設備や訓練について規定するものです。

第7条では、安全計画の策定義務及び計画の周知について規定するものです。

第8条では、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認について規定するものです。

第9条では、乳児等通園支援事業所の職員の一般的な要件を規定するものです。

第10条では、職員の知識及び技能の向上等を規定するものです。

第11条では、乳児等通園事業所が他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準を規定するものです。

第12条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を規定するものです。

第13条では、利用乳幼児に対する虐待等の禁止を規定するものです。

第14条では、利用乳幼児の使用する食器等の衛生管理及び感染症等の予防等について規定するものです。

第15条では、食事の提供に必要な設備を規定するものです。

第16条では、運営についての重要事項に関する内部規定の策定を規定するものです。

第17条では、事業所に備える帳簿の整備を規定するものです。

第18条では、職員及び職員であった者の秘密漏えいの禁止を規定するものです。

第19条では、苦情への対応方法等を規定するものです。

第20条では、乳児等通園支援事業の一般型及び余裕活用型の区分を規定するものです。

第21条では、一般型乳児等通園支援事業所の設置基準を満2歳未満の乳幼児のうち、ほふくをしない者の1人につき1.65平方メートル以上、ほふくする者の1人につき3.3平方メートル以上、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上と規定するものです。

第22条では、一般型乳児等通園支援事業所における保育士等の配置基準を、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上、そのうち半数以上は保育士とすることを規定するものです。

第23条では、一般型乳児等通園支援事業は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に準じ提供することを規定するものです。

第24条では、保護者と密接に連絡を取り、理解及び協力を得るよう努めることを規定するものです。

第25条では、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定するものです。

第26条では、余裕活用型の乳児等通園支援事業の内容及び保護者との連絡については、一般型の乳児等通園支援事業と共通事項のため、準用することを規定するものです。

第27条では、本条例への規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記

録の作成等により行うことができることを規定するものです。

第28条では、そのほか必要な事項については、町長が別に定めることを規定するものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、小埜寺享議員。

1番（小埜寺享君）

1番、小埜寺です。

今の条例の制定に関してまずお聞きしたいのは、この制度自体がこども誰でも通園制度というものに関しての条例だと思うのですけれども、利用形態や利用時間など実施方式で運用していく、どういうふうな形でやっていくのか、分かりませんが、平泉、長島両施設とも制度に向けた話合いは、これから持っていくものと思っております。その中で、誰でも通園制度と障害や医療的ケアが必要な子どもを受け入れることもあろうかと思いますが、その際の支援員や看護師の配置など考慮していかなければいけないものと考えますが、どういうふうにお考えか、見解をお伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

ご質問のあった医療的ケア児を受入れする場合の考え方でございますが、これにつきましては、国の基準においては、その施設で準備が整った場合に受入れを実施できるというふうな考えでございます。現在のところ、当町の保育所2か所につきましては、その対応が看護師の配置、それから医師の配置など、そういった条件がございますので、現在、そのような受入れ体制には至ってはおりません。

今後におきましても、現時点では医療的ケア児についての受入れは、なかなか難しいというふうに判断しておりますが、今後の受入れ体制の整備などを鑑みながら、その可能性が、受入れが可能となれば、そのような体制として受入れを進めていきたいというふうに考えておりますので、現段階では受入れは難しいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

いよいよ令和8年度から誰でも通園制度が始まりますが、まず初めに該当者は何名でしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

該当者というのは、この制度の中ではゼロ歳6か月から3歳未満のお子さんが対象になるということが大前提です。現時点で、令和7年4月1日時点ですが、ゼロ歳児につきましては18名の児童がおりまして、これは当然、ゼロ歳という6か月に満たない乳児も入っております。実際、保育所に入られているのが4月1日時点では6名ということで、入所率は33%。1歳児につきましては、21名に対して現時点で19名入所、2歳児については、29名中27名が入所しております。

ですので、単純に生まれたすぐの人数からした場合には、実際のところ15、16名いるのですが、6か月に満たないというふうなところを考えれば、現在、多分町内でこの対象者となる方は10名以下の7、8名ではないかなというふうには推測しております。実際、そのような人数でございますが、第3期の子ども・子育て計画においても、この量的な見込みというふうな部分を踏まえて計画を立てたときには大体、ゼロ歳から2歳児で3名ぐらいではないかなというふうな想定まではしているところでございます。対象者につきましては、10名弱ぐらいかなというふうには考えています。

以上です。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

今、この制度のことは全体的に周知はするのですが、その対象者になる方々に特別といっちはあれなのですけれども、どのような周知をしていますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

対象者というふうな部分も含めながらですが、この事業につきましては、町内在住のお子さんだけが対象ではなくて、これはあくまで国の事業が令和8年度から給付事業というふうな考え方なので、全国どの自治体でもこの事業は実施し、さらにどの場所でも、登録さえすればこの市町村でも使えるといった内容になっております。

ですので、一般的に広くはホームページなどで周知も図りますし、特にも町内ということだけではないのですが、平泉のLINEとか、対象者と思われる方には個別にこの事業の周知についてのチラシ等を送付したいというふうには考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第8、議案第48号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第48号、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書17ページをお開きください。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に関する規定について、所要の整備を図るものであります。

議案書と合わせてお配りしております参考資料の5ページ、議案第48号参考資料、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして、改正の内容をご説明させていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に新たに次の2項が追加され、第2項においては所管行政庁の定めについて、第3項においては、審議会等の定めが新設されたことに伴い、平泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で同条を引用している第12条の箇所について、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

日程第9、議案第49号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長(千葉光祉君)

議案第49号、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書18ページをお開きください。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に関する規定について、所要の整備を図るものであります。

議案書と合わせてお配りしております参考資料の6ページ、議案第49号参考資料、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして、改正内容をご説明させていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に新たに次の2項が追加され、第2項においては所管行政庁の定めについて、第3項においては、審議会等の定めが新設されたことに伴い、平泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で同条を引用している第12条の箇所について、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第10、議案第50号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

議案第50号、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

議案書19ページをお開きください。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、虐待等の禁止に関する規定について、所要の整備を図るものであります。

議案書と合わせてお配りしております参考資料の7ページ、議案第50号参考資料、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表によりまして、改正内容をご説明させていただきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律において、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に新たに次の2項が追加され、第2項においては所管行政庁の定めについて、第3項においては、審議会等の定めが新設されたことに伴い、平泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で同条を引用している第25条の箇

所について、第33条の10各号から第33条の10第1項各号に改正するものであります。

なお、幼保連携型認定こども園及び幼稚園は、認定こども園法において入園児の虐待防止に係る規定が創設され、児童福祉法における被措置児童等虐待と同等の虐待防止措置が講じられていることから、該当上部に相当する基準府令の規定で、幼保連携型認定こども園及び幼稚園については、それぞれ認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号を引用する形に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第11、議案第51号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案第51号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書20ページをお開きください。

改正の趣旨についてご説明いたします。

初めに、排水基準等について。

国では、特定事業所の排水基準等について、地方公共団体への技術的助言である標準下水道条例を改正したことから、当町においても今回、公共下水道条例の一部を改正するものであり

ます。

続いて、使用料の改定について。

当町の下水道事業は、平成7年度から供用開始し、使用料の体系は平成20年に改定して以来、現行の使用料を適用し運営してまいりました。しかしながら、現在の使用料体系では、維持管理費を賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であること、また、今後の人口減少により使用料収入の減少が見込まれることから、令和7年3月26日に平泉町上下水道運営協議会に対し調査、審議を求め、11月12日に答申を受けました。このような経過により、将来にわたり安定的な下水道事業運営を行うため、使用料の改定を行うものであります。

改定の内容についてご説明いたします。

参考資料8ページ、議案第51号参考資料、平泉町下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第17条から第19条の下線部を改正しようとするものであります。

まず初めに、第17条ですが、特定事業所からの下水の排除の制限に関する排水の水質基準の変更として、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の基準の追加、窒素含有量の基準の追加、リン含有量の基準の追加、数値基準の変更を行っております。

次に、第18条、除外施設の設置の可否の排水の水質基準の変更として、数値基準の変更を行っております。

最後に、第19条、水質保全に係る除外施設の設置が必要な場合の排水の水質基準の変更として、第17条と同じく、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の基準の追加、窒素含有量の基準の追加、リン含有量の基準の追加、数値基準の変更を行っております。

参考資料10ページをお開きください。

別表、第23条関係でございます。

下線部が改正となりますが、表示のとおり、全ての使用料について改正を行います。基本使用料については、一般汚水、浴場汚水ともに現行1,100円を1,430円に、水量使用料については、一般汚水1立方メートル当たりについて、10立方メートルまで現行80円を100円に、10立方メートルを超え20立方メートルまで現行130円を160円に、20立方メートルを超え30立方メートルまで現行140円を180円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで現行170円を220円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで現行180円を230円に、100立方メートルを超える分として現行190円を240円に、浴場汚水1立方メートル当たりについて、10立方メートルまで現行40円を50円に、10立方メートルを超え30立方メートルまで現行60円を70円に、30立方メートルを超える分として現行80円を100円にそれぞれ改正しようとするものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

どこでもというか、最近、下水の料金値上げした自治体、県内でもあります。このインフラ整備、下水道も含めて、やはり国のこういった県に対する予算の問題が根本的だと思いますけれども、しかし、今物価高騰の中で、今値上げかと正直思いました。

まず、お聞きしたいのは、今回のこの値上げ案によって月平均額というか、どのぐらいの値上げになるのか、伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今、月単位での料金は、資料を持ち合わせておりませんが、公共下水道事業で、全体で1,400万円の税抜きでございますけれども、増額になるというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この点について、審議会の結論を得たということなのですが、町民への説明会を開いていますか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

利用者への説明会等は行っておりませんが、上下水道運営協議会のほうで料金改定について4回ほど審議をいただいております。この協議会は、事業の運営についてご審議いただく機関で、町民の代表の学識経験者や利用者15名の委員の皆様により構成されております。住民の視点を審議の中に反映させていると認識しているところでございますので、説明会等は行っておりません。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この間、今、国会で審議している補正予算です。重点支援地方交付金というのが、これ今、最新のニュースでは決まっていく、衆参とも通るのではないかといいふうになってはいますが、この交付金というのは、従来の3.3倍の規模であります。そして、水道料金等になっておりますが、下水道もいいというふうになってはいますが、こういった、やはりこの住民の負担を減らすと、物価高騰の中でね、そういった努力も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

物価高騰による対策ということで、今現在、水道料金のほうを今、検討しているところでございますけれども、下水道料金に関しましては、使われている方が限定されているということで、今のところ下水道料金のほうは対象としておらなくて、水道のほうを対象としているところでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

令和6年決算終わりましたけれども、この人口、下水の、多分3,434かな、集落排水含めて、それで間違いないですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議員がおっしゃられたとおりでございます。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

公共下水が2,789で集落が645というふうに、たしか決算に載っていると思うのです。これは毎日のことです、下水ですから。それで、一般質問で健康福祉交流館の話をしました。私、最近、もう一回ちゃんと時計持って測ったら、4、5分ではなくて2分で満水になるということですから、倍、水流れているということになると思うのですね。町民温泉というのは、1日当たり275人、たしか決算で9万9,000人だったと思うのですね、年間ね。ところが、やっぱり、そういった3,434と集落含めてという人たちが利用する施設なのですよね。そちらのほうは、流しっ放しというような状況もあるのだなと私は思うわけですよ。

やっぱりそういう中で、先ほど言ったとおり物価高騰の中、ずっと上がっているのですよ、賃金が、実質賃金もマイナスという中でね。金額は示されなかったけれども、それなりに上がると。スーパー行っても、本当に物が高いなという中ですよ。やはり、そういった中でいかなものかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

料金改定について、今、上げるのとはいうご質問でございますけれども、人口減少が進む中で、その分、一般会計からの繰入れということになりますので、一般会計からの繰入れですので、下水道の対象にない方からの負担もいただくということになりますので、料金改定をここで行いたいということでございます。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩を取ります。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時13分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

先ほどに引き続き、お願いいたします。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

先ほどの答弁あったもので、その一部の人々のためみたいな話だったのですけれども、大体さっき3,434人ですか、人口の半分ですよ。一方で、せっかくできた福祉交流館は町外の人も利用しているわけですよ。これは純然たる町内のということになりますよね。そういう点では、さっきの答弁はおかしいなと思うのです。そのことは一言、申し上げたいと思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山議員、今の先ほどの質問に対して、そうですね。

6番（三枚山光裕君）

答弁してもいいのだけれども。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ご質問による意見ということですが、きちっとお話ししておかなくてはならないと思います。というのは、誤解を招くといけないからお話しするのでありますけれども、いずれ、町民福祉向上のためというのは、水道もですし、当然福祉交流館もです。

ただ、そういった一般的に、単にですよ、一般会計から支援するから、だからこそうなのだという論法ではなくて、やはりその事業その事業によって、やり方、方法、様々考え方あると思います。みんなが竹を割ったようにざっくりと、これはこうだ、これはこうだというようにやれないのが政策でありまして、施策だというふうに思っております。

そういった中では、限られた財源の中で、どのようにそれを最大限の効果を表すためにやっていくかというのは、やはり私の立場でありますし、また町民福祉向上のために精いっぱいやっていく、その根幹だというふうに思っております。そのためにも、一つ一つ丁寧に説明させていただきながら、議会の議決をいただきながら、政策に反映していくというのが基本だというふうに思っております。

今回のこの部分については、やはり流域下水道、県でやっているそれにも負担が今年度から出てきております。それは県下全般にであります。そういった中で、今まで見直ししていなか

った今回の部分は、やはり今回値上げをせざるを得ない、そういう状況だということの判断に立って提案させていただいた部分であります。特にこれで全てではなくて、ある程度今年の3月に協議会にも提案させていただき、そして4度にわたって協議会を開いていただきました。その中でも、あまり負担を一気にならないように、段階的にやったらどうだという提案もさせていただきながら、皆様方からも委員からも様々な意見が出されました。そして、それぞれの立場の部分でも広くご意見をいただいたところでもありますし、そんな中で、例えば3段階にどうか、2段階にしたらどうだとか、こういうふうになると数値を出しながら、協議もさせていただいたところでもあります。

そういった意味では、答申もいただきましたし、今回提案させていただいているのは、十分な審議をしていただきましたので、答申そのものでしっかりと受け止めながら、今回提案させていただいた内容ですので、そういった意味では、どうぞご理解を賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

反対の立場から討論したいと思います。

まず、何よりも住民の説明をされていないという点であります。先ほど町長もお話ししたとおり、こういった県内でも幾つかの自治体が流域下水の関係もありまして、値上げをされてきました。しかし、振り返りますと、私、議員になった当時、青木町長に代わってから議会の説明が丁寧になったという話を職員から聞いたことがありました。そういう点では、まさに議会人といいますか、ああ、大したものだなと思ったものでありました。そういう点からしても、住民説明が十分になされないというのは私は非常に疑問に思いました。

県内4町村の金ヶ崎町でも今議会ですか、値上げをされました。しかし、たしか7会場で10月に住民説明会をしています。そういう点で、もっと丁寧に住民に説明をするべきだという点が1点であります。もう1点は、国の経済対策の話も申し上げました。いずれにせよ、今後、そういった点も十分に考えて手だてを尽くすべきだったのではないかと。もちろん審議会が4月、3月から始まったという話もありました。国は、今度の補正について早くから、まだ予算は決定していませんけれども、この点の手だても物価対策の手だてを講じるように市町村に文書も出ているはずでありました。こんなことを考えても、そして金ヶ崎町の場合は13%だったと思

います。今回、平泉町の場合は26.69%とかなりの上げ幅になっています。

そういった点から、やはり今回の提案については反対したいと、以上討論としたいと思いません。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

非常に悩ましい判断を議会として求められているわけですが、ここは、まさに苦渋の選択をしなければならない場面だろうというふうに思います。

皆さんも既に、ご案内のように、この下水問題については今、全国的に大きな社会問題として惹起をしてくれています。あの埼玉の八潮市をはじめ、その後も幾つかの下水道が破裂をすると、このような状況にあります。全国の下水道事業者にとって一番の課題は、このインフラが全く目に見えないというところにあるわけであります。住民の目に見えないところにある設備、これを維持管理をしていくということの困難さが、あの八潮市のような大きな事故につながってきているものだというふうに私は考えています。

言われていますように、健康福祉交流館への一般会計からの繰り出し、それとはまた質が違うという内容の話もありました。今の本町における情勢もそうですが、この水道事業全般を見たときに、一般会計からの繰り出しをしなければ、この先、破綻することは誰の目にも明らかであろうと思います。そのときに一番不幸な状態に陥るのは、この上水道や下水道を利用している一人一人の住民に帰結をするということは、言うまでもなく明らかなことでもあります。

したがって、今回の値上げについては、いずれどこかの時点で英断をしなければならない社会問題であるということをしかりと受け止めつつ、対応するというのが必要だというふうに思います。ただ、そこで忘れてはならないのは、負担をするのは町民一人一人なのだということがあります。審議会ありきであってはなりません。4度の審議会を重ねて、熟慮に熟慮を重ねて出した結論であっても、その内容を懇切丁寧に住民にしかりと説明をし、理解を求めていくと。そうすることによって、住民一人一人の水道事業に対する理解、協力度というものが高まっていくものであると私はこのように思うところであります。

したがって、このような取扱いが可能なかどうかは分かりませんが、ぜひ執行当局に検討していただきたいのは、この議案を議決するに当たって、議決後にしっかりと住民に対して説明を尽くすと、この表明をいただきながら、議会として、冒頭申し上げましたような、まさに苦渋の選択ではありますが、ぜひ将来の住民福祉の増進のためにも議決をしていただきたいことを訴えて、私の賛成討論といたします。

議長（高橋拓生君）

次に、原案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

下水道料金改定の議案に賛成の討論を行います。

ただいま同僚議員が苦渋の選択というふうなお話をされました。まさに私も同じ立場として、苦渋の選択をせざるを得ないと考えながら申し上げるところでございます。

公共下水道事業は、独立採算制の原則、受益者負担の原則により運営されることが原則であります。本町の公共下水道事業における処理区域内人口は、令和3年の3,018人から令和14年には2,452人に減少するというふうに見込まれておるわけであります。また、有水収量も人口減少に伴って同じように減少が見込まれ、使用料収入についても同様であるというふうなことは、下水道事業経営戦略の中で書かれております。

令和8年4月からの下水道料金の値上げについて、26%以上の値上げとなっておりますが、収支計画を見ますと、今のままでは令和8年度には資金不足に陥ってしまうという厳しい収支状況を踏まえ、今回の料金改定になったものと考えます。令和6年に改定した下水道事業経営戦略によりますと、一般会計補助金については、繰入基準に基づいた将来の見込額を算出しておりますが、支出額が収入額を超過しており、基準外繰入金に完全に依存をしている状態です。

また、現在、北海道・三陸沖後発地震の危険性が言われておりますけれども、町民の安心・安全な暮らしのためのインフラ整備は重要であると考えます。管路施設などの老朽化に備えて、建設改良費維持管理のための財源確保のためには、料金改定はやむを得ないものと考えます。値上げはあくまでも最後の手段であり、あらゆる経営改善努力に引き続き取り組んでいただきたいことと、運営審議会の答申にもありましたように、住民に対しての十分納得のいく説明をした上で料金改定に取り組んでいただくよう申し上げて、このたびの下水道料金の改定に対する賛成の討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ただいまの議案は議決をされたわけでございますけれども、議決に当たっての反対討論、賛成討論含めて、いわゆる住民に対する懇切丁寧な説明の必要性が訴えられたわけでございます。そのことについて、この場で町当局はしっかりと見解を示すべきであるというふうに思いますが、議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議員の皆さんの賛同がない前にしっかりとお答えしたいと思います。

このことについては、議会の議決もいただけないのに、こういう方向だという不確定なことを説明するというにはならず、そして今回、来年4月からということについては当然、委員の皆様にもご説明をいたしておりましたし、委員の皆さんからもやっぱりきちんとご理解をいただく必要があるということは当然受けていますから、4月1日からですから、その以前に、年を明けてからになりますけれども、関係する住民の皆さんにしっかりと説明を果たして、その時期を迎えられるように責任を持ってやってまいりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

議長（高橋拓生君）

それでは、進行いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第12、議案第52号、平泉町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

議案第52号、平泉町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書23ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、当町の農業集落排水事業は、平成12年度から供用を開始し、使用料体系は、平成20年に改定して以来、現行の使用料を適用し運営してまいりました。しかしながら、現在の使用料体系では維持管理費を賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であること、また、今後の人口減少により使用料収入の減少が見込まれることから、令和7年3月26日に平泉町上下水道運営協議会に対し調査、審議を求め、11月12日に答申を受けました。このような経過により、将来にわたり安定的な下水道事業運営を行うため、使

用料の改定を行うものであります。

改正の内容についてでございますが、参考資料11ページ、議案第52号参考資料、平泉町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

別表、第9条関係でございます。

下線部が改正となりますが、表示のとおり、全ての使用料について改正を行います。

基本使用料については、一般汚水、現行1,100円を1,430円、水量使用料については、一般汚水1立方メートル当たりについて、10立方メートルまで現行80円を100円に、10立方メートルを超え20立方メートルまで現行130円を160円に、20立方メートルを超え30立方メートルまで現行140円を180円に、30立方メートルを超え50立方メートルまで現行170円を220円に、50立方メートルを超え100立方メートルまで現行180円を230円に、100立方メートルを超える分として現行190円を240円にそれぞれ改正しようとするものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日より施行しようとするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

もう一つ足しますけれども、この案件につきましても、議決いただいた後、年を明けますけれども、受益者の皆様方にご説明を申し上げたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

いずれ、これから議決されたら説明するということでありましたが、以前に産業建設常任委員会、私所属する中で、紫波町の水道料金の値上げのこと、細かな住民説明というか、いろいろな、やったという中で議会が通ったということをお聞きしました。そういう点で、いずれにせよ、やっぱり住民に対して丁寧な説明は欠かせないということをお聞きしたい。

それで、質問ですけれども、全員協議会に出された当時、収支計画という令和10年までの計画の資料がありました。それで、集落排水ですけれども、令和13年度も123万8,000円ほど収益的な収支のところの経常の損益が黒ということになっていました。一方で、公共下水のほうは、令和8年、9年あたりからマイナスになるというふうな資料だったと思いましたが、ということは、公共都市枠と別物という中で、全員協議会でも意見が同僚議員からありましたけれども、これとすることは集落排水の分を公共下水で穴埋めしてしまうというふうなことになるのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えですか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今まで供用開始から町内の下水道ということで、料金体系を同一ものとして運用してきておるところでございます。流域下水道の維持管理費負担が増だから、公共下水道だけ増ということだけではなくて、農業集落排水には処理場がございまして、今後、この施設の維持に関する費用があるということで、その分も含めての見込みといたしますか、その分を含めて同一としたいということでございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（高橋拓生君）

起立多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第13、議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書24ページをお開き願います。

議案第53号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、令和6年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、今回の改正法の中で特定歳入等の収納に係る規定の新設に伴い条項の繰下げが発生したことにより、町の条例中、当該条項を引用している3つの条例について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例といたしまして、一元的に改正しようとするものでございます。

参考資料の12ページをお開き願います。

議案第53号参考資料、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する

る条例新旧対照表にて説明いたします。

整理条例第1条では、平泉町監査委員に関する条例の一部改正について規定しており、第3条において、第243条の2の8第3項を第243条の2の9第3項に、第9条において、第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めようとするものでございます。

次に、参考資料の13ページをお開き願います。

整理条例第2条では、平泉町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について規定しており、第5条において、第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めようとするものです。

次に、参考資料の14ページをお開き願います。

整理条例第3条では、平泉町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について規定しており、第5条において、第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、令和6年6月に公布された地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第14、議案第54号、和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

議案第54号、和解に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書26ページをお開きください。

最初に、これまでの経緯について説明をさせていただきます。

町が放射線影響対策に要した費用につきましては、平成23年度から令和6年度の第17次にわたり東京電力ホールディングス株式会社に対し1億6,104万38円の損害賠償を行い、そのうち原子力損害賠償紛争解決センターによる第1回申立て、第2回申立て及び第3回による和解金を含む損害賠償額として2,339万7,074円の支払いを受けたところであります。

次に、東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに応じない第11次から第14次、平成30年度から令和3年度の請求額2,876万3,973円につきまして、令和5年7月に原子力損害賠償紛争解決センターに4回目となるあっせん申立てを行ったところであり、その後、測定経費、旅費の一部につきましては、賠償金の支払いを得たところであります。そして、本年9月に同センターから東京電力ホールディングス株式会社に143万1,000円の損害賠償金の支払いを求める和解案が提示されたところであります。

次に、和解の内容でございますが、和解の相手方は東京電力ホールディングス株式会社で、和解の内容につきましては、

- (1) 相手方は、町に対し、賠償金として143万1,000円を支払う。
- (2) 相手方は、この金員を町に対し、和解成立後21日以内に一括で支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、町が相手方に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、町は、相手方に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

となつてございます。

次に、和解額についてでございますが、議案書と合わせてお配りしております参考資料の15ページ、議案第54号参考資料により説明をさせていただきます。

参考資料につきましては、申立額と和解額を一覧表にまとめたものでございます。

まず、人件費につきましては、職員の人件費については損害として認められませんでした。会計年度任用職員の人件費につきましては、旧放射線対策分につきましては2割から1割の範囲内、農林振興課分は3割の範囲内が損害として認められたところであります。

機器購入費につきましては、損害として認定されませんでした。

測定経費につきましては、放射線測定経費及び修繕料は2割から1割、測定用自動車リース料につきましては、1割の範囲内が損害として認定されたところであります。

その他の損害につきましては、業務に係る事務費については1割の範囲内で損害認定されたところであります。

旅費、交通費につきましては、損害賠償請求や執行に係る旅費が損害として認定されたところであります。

和解案には、和解金額を超える部分には和解の効力が及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないこととされていること、また申立てから既に約2年が経過しており、和解成立によって早期の賠償の実現が図られることから、この和解内容で和解することが適当と判断したところであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

2番、千葉多嘉男です。

東電の原発事故が発生して、来年で15年目になるということでございますが、今回の和解案の内容を参考資料等で見えますと、第1回目から支払い率が減少しているところがございます。原発事故の当事者である東電が被害者に対する意識が薄れていると感じているところです。

そこで、3番の和解内容の（3）本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、町の相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げないということで和解を示されておりますが、平泉町としては和解額を超える金額について別途損害賠償請求をする考えがあるか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

和解案のところでございますけれども、損害賠償請求をすることを妨げないということで（3）に明示ございますけれども、町におきましては、訴訟を起こして別途請求するということ、現在予定はございません。いずれ、先ほども申し上げましたが、申立てから2年経過しているということもございますし、また近隣市町村など見ましても、和解案の議案を提出されているところもございますので、引き続き、今、東京電力に関しましては誠意ある対応を求めてまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

7番、真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

今さら聞くのも大変恥ずかしいところではあるのですが、質問というよりも中身を教えてくださいたいのですが、会計上の処理について少し説明をいただきたいのですが、いわゆる民間企業の会計処理であれば、請求金額というのは売上げを計上する、その分に対して支払われた

賠償額というのは入金として処理される。その入金する勘定科目は、どういう処理になっているのか。

それから、いわゆる売りに対しての賠償金額が少ないわけです。これは、会計上は欠損処理ということになるわけですが、いわゆる未収金が欠損するといったようなことで、この賠償金の入金される科目はどのような処理になるのか、そのあたりを教えてくださいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

賠償金が入る科目でございますけれども、歳入の部分に関しては雑入に入るといふようなところでございますし、また支出した部分に、今までの様々な人件費、測定経費等々に関しましては、それぞれが一般財源等を充てて決算を受けているといふようなところもございまして、また一部震災特別復興交付税の対象の部分もございまして、そういったところを充てているといふようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第15、議案第55号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、議案第55号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

議案書27ページをお開き願います。

本件に関しましては、令和8年3月31日をもって学習交流施設の指定管理期間が終了することから、引き続き指定管理者を指定しようとするものでございます。

それでは、参考資料16ページをお開き願います。

平泉町学習交流施設に係る指定管理者の選定についてご説明いたします。

初めに、今回選定いたしました指定管理者の候補者についてでございます。

候補者は、平泉みらい共創パートナーズでございます。この候補者につきましては、代表企業がアクティオ株式会社、構成企業として、株式会社図書館流通センターとなっております。続きまして、申請団体についてでございます。

今回の候補につきましては、平泉みらい共創パートナーズ、光管財株式会社、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店の3団体から申請がございました。

次に、候補者の評価点、委員の平均点についてご説明いたします。

指定管理者制度運営委員会における委員の平均点につきましては、平泉みらい共創パートナーズは105点満点中77.2点、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東北支店は105点満点中74.1点となっております。なお、最低基準点は63点、得点割合60%としておりますが、平泉みらい共創パートナーズは、これを上回る評価となっております。

続きまして、対象施設等の概要でございます。

本件の対象となりますのは、平泉町学習交流施設でございます。あわせて、公民館長島分館も含まれてございます。

施設内容といたしましては、公民館機能、図書館機能、子育て機能、情報発信機能、ホール機能、管理機能となっております。

指定管理の業務の範囲につきましては、総括管理業務、維持管理業務、運営業務となります。

続きまして、これまでの経過についてでございますが、令和7年7月1日に募集要項を公表し、同日から公募を開始したところでございます。広報ひらいずみ及び町のホームページにおきましても周知しているところでございます。

公募の期間につきましては、令和7年8月29日までとしております。その後、令和7年9月29日に第1回指定管理者制度運営委員会を開催し、さらに10月17日に第2回委員会を開催し、審査を行っていただきました。その結果、指定管理者候補者として、平泉みらい共創パートナーズを選定することが決定されたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

エピカの指定管理者の指定の件でございますが、本年2月の定例会においてもこの議案が審議をされたわけでございます。私は、その2月の議案の審議の質疑経過を踏まえて幾つかお伺いをします。

まず1つ目は、2月のこのエピカの指定管理者の指定に当たっての質疑では、指定管理料が指定管理者側の都合によるものであってはならず、答弁においても、町として財政的にも心配なところがあると、したがって誰が見ても理解できるような適正な形、きちんと説明のつく形で見える化をして対応すると、このように述べられてきた記録がございます。

昨年のシダックスをめぐる指定管理に携わった15人の審査員の意見の中においても、今度の指定管理委託料の設定に当たって基準を設ける必要があるのではないかと、このようなことが記されておりますが、今回指定管理料の設定に当たって、2月に確認をしたこの基準というのは設けられたのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今回の指定管理の公募に当たり、上限額といったようなところで一応、6,250万円を設定したところではございますが、こちらにつきましては、この指定管理に係る費用等につきまして、様々な項目につきまして人件費であったり運営費などを、いずれ今後、令和8年度から令和12年度までといったようなところで、物価上昇率、あとは賃金の上昇率等を加味しながら、その平均値として、まず6,250万円と設定したところでございます。

それで、今回の公募に当たりまして、そういった項目と金額の積算に当たり、各公募の中で、それぞれ総括管理費に係る人件費であったり法定福利費、あとは維持管理費に当たっては、様々な費用についての積み上げた形での項目で、各申請団体の金額をお示ししてほしいといったようなところで一応、そういった形で今回公募したというような状況でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

質問に答えていただけないのですけれどもね、議長ちゃんと采配してくださいよ。

議長（高橋拓生君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

教育次長、誰が見ても分かる形の内容にするという答弁に対しての質問です。

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

私、この指定管理者運営委員会の委員長をしておりますので、私のほうから答えますけれども、いずれ2月のその経過を踏まえて、そのときは設定しておりませんでした。今回は設定したということでありませぬ。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩としたいと思います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、日程15、議案第55号の審議を行います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

午前中の答弁は、質問をしたことに対するしっかりした答弁だというふうに私は受け止めることができないのですが、つまり基準を設けるといふのは、2月の質疑の中で皆さん方がお答えになった、誰が見ても分かる適正な形、あるいはきちんと説明のつく形ということの裏返しだと思ふのですよ。これは今回に限ったことではなくて、この後でもお聞きしますけれどもね、やっぱり今後の指定管理を行っていく上でしっかりと定めておく必要があるというふうに思うのです、シダックス大新東の経過を見れば。このことが2月の質疑の中では皆さん方も受け止めていただいて、このような答弁になってきたというふうに思うのですよ。

だから、今回つくらなかったのであれば、つくらなかったで結構だというわけにはいかないけれども、それはそれとしてやむを得ないことだというふうに位置づけても、だとすれば、それを今後、どのように補完をするための対応が必要かということ、これは最後にお伺いしますから、そのことだと思ふのですよ。だから、例えば、先ほど答弁にあった指定管理料6,250万円でしたから、2月に示した6,400万円よりも少ないからいいのだということではない。ある課長は、大幅にこの6,400万円よりも少ない額で設定すると言ったのですけれども、150万円しか変わらないわけですよ。150万円が大幅かどうかはまた別の議論になるかと思ふのですが、だから、いずれにしてもやっぱりしっかりとした基準を今後、設けていくという意思を持っていただきたいと思ふのですが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

先ほども申し上げましたけれども、2月というか、これまでの経過も踏まえて、今回については基準を設けまして、それで公募をかけたというところであります。

基準については、町の予算科目に合わせたような形の様式をつくりまして、それを公募の様式として、そこに準じて数字を入れていただいたというふうなことであります。前回はなかなか、こちらで考えていた事業の予算というか、そういったものの対応がなかなか比較できないような内容でありましたので、今回はきちんと比較できるような形で公募をしたというところでもあります。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

私から言わせれば、今の答弁は方便だというふうには言わざるを得ません。なぜかというのは、シダックス大新東の場合は、6,350万円でしたっけか、上限として6,400万円とするということを書いてきているから、その範囲内に収まっているから、今、副町長言われたような答えもできると思うのですけれどもね、やっぱりこの6,400万円なら6,400万円、あるいは今回の6,250万円なら6,250万円を上限とした中で様式を決めて、基準を決めたということが理屈とすれば、言えるわけですよ。この議論、何も得るものがお互いありませんから、これでやめますけれども、やっぱり今、副町長おっしゃられた基準を設けたのだと、様式を定めたというふうに言っていますから、それは後で提示をしていただきたいというふうに思います。

次、伺います。

来年4月からの平泉みらい共創パートナーズに対して町が示したこの6,250万円というのは、向こう5年間のそれぞれ単年度ごとの税込み指定管理料として示したものですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

提案いただきましたこの金額につきましては、公募の際に、今後の5年間の物価上昇、または賃金の上昇等を加味した形で価格のほうを設定していただきたいというようなことで公募してございますので、今現在出てきている額がまず、今後5年間を平均すると、この上限額に達しない額での提示といったような形になりますので、これ以上増えるといったようなところはないかと認識してございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

ますます分からなくなってくるのですけれども、5年間を平均して6,250万円だということは、これを上回ることもあれば、下回ることもあるということですよ。そうするとね、基本協定

の28条で定めている各事業年度の維持管理運営等業務費の額というのは、どのように定めていますか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

この指定管理を公募するに当たっては、その上限は定めておりますけれども、それぞれのその考え方は、各企業によって全く違っているということになります。こちらから、この町の予算に合わせた様式は示しておりますけれども、ここの分は幾らというところではないですので、そこはいろんな考え方があります。

まず、町のほうでは、これまでの実績を踏まえながら、令和8年度以降、どのような経営にしていけるかというものを現実的な数字で試算をした中で、前回はあまりにも乖離が大きかったので、なかなか合意に至らず1年間の公募をしたということでありましてけれども、今回は町で試算した上限を設定した中で公募をして、それに、その範囲内のそれぞれの企業のほうで金額を出してきているわけですので、一つ一つに対してこれ幾らというふうな考え方ではなくて、全体としての考え方ですので、それぞれの割合については、全く企業によって違った考えになっているということです。

そして、この5年間という金額については、やはり物価高騰とか、いろいろな条件で必ずそれをぎっちり年度そのとおりにしなければならないという、基本はそうですけれども、あとは協議しながら、これまでも現指定管理者の間でもそういった協議をしてきましたので、やはり同様にそういった、いろんな社会情勢の変化の中では、きちんと対応しながら、お互いに協議を重ねて合意をしながら、進めていくというふうなことはご理解いただければと思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

断っておきますけれども、私は今回の6,250万円で指定管理をするというのが駄目だと言っているわけではないのです。

今の、では、副町長の答弁を受けてお伺いしますが、指定管理者の業務の範囲として、総括管理業務、維持管理業務、運営業務があるということが、先ほどの提案の際に言われましたね。これまでの指定管理料使途というのは、人件費や事業費、光熱水費をはじめとして10項目の使い道が示されていますよね。この使途内容は、平泉みらい共創パートナーズとの契約でも変わらないわけですね。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

大項目ですね、総括管理業務費、あとは維持管理業務、運営業務費と、こういう大きな項目については、そのとおりに変わらないです。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうすると、先ほど言われました、この5年間に発生するであろう光熱水費や人件費などの上昇分、いわゆる物価上昇値上げ分、さらには最低賃金の引上げなど、社会経済動向の推移を見越した上限金額として提示したというふうに述べられましたよね。そうすると、2年目以降5年目まで6,250万円を上回ることはありませんよね。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

こちらで試算した金額については、物価上昇も見込んでおります。ただ、やはりそういった予測から外れるというか、そういった社会情勢、急激な変化とかある可能性もないわけではないと思いますので、やはりお互いに信頼関係の中で協議していくということはあり得ると思います。基本的には、この今示した、今回合意を得た金額の中で進めるという考えであります。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

そうすると、2月の質疑の中で言われたことなのですけれども、いわゆる基本協定とは別に単年度協定を締結する中でそうした額について決めていくと、そういうふうにしたいと言っていますが、それが事業側の、いわゆる指定管理者側の独自の判断で変えられるということを抑える担保になり得るのですか。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

指定管理者独自の判断でというふうなことは、想定はしておりません。

ただ、やはりこれまでは毎月指定管理者のほうから、本来であれば営業収支ですね、そういった報告をもらうべきでありましたが、これまではもらっておりませんので、今後というか、普通であれば、ほかの指定管理施設については毎月、経営状況をいただいております。そういったことで、これからは毎月のそういった経営状況もいただきながら、その中で情報共有、可能な限り状況を把握できますので、そういった中で、今の状況、あるいは社会状況の中で、どういった今の経営状況かというのはこちらでも判断できると思います。そうした中で問題点等が出てきた場合に、やはり話し合いをしながら、よりよい施設のために進めていくというのが当然だと思いますので、一方的に指定管理のほうから何かというふうなことではなくて、やはり日頃から情報共有しながら、経営状況をしっかり見定めながら歩んでいきたいと、指定管理をしていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

毎月の報告を受けて対応するというのは、昨年まではやってこなかったから、今後やっていくのだというのは、2月の段階で述べられていることですよね。だから、それを実施をしていくということはいいのですが、今までの答弁をずっとつないで聞きますと、上限額として指定管理料6,250万円、単年度ですよ、にしたのだと。だけれども、双方の信頼関係の上に立って、それが変わることもあるというふうに聞き取れるわけですよ。

しかし、それ前段の答弁では、いわゆる物価上昇分だとか、そうした社会経済情勢の変化に見合う分も見越した上限額としての6,250万円だと言っていることと整合性がないわけですよ、言われていることが。今の答弁をそのまま私が認めていくこと、私がというかな、私たち議会が認めていくということになると、シダックス大新東と同じようなことが起きるのです。少なくとも皆さん方が今、答弁をしてきたことをずっとつないで、最終的にこの6,250万円というのは、物価上昇値上げ分や社会経済動向の推移を見越した上限金額として提示したのだということですから、そうすれば相手方も、今後5年間の上限指定管理料として6,250万円なのだなということに納得して契約するのではないですか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

上限額につきましては、先ほど答弁したとおり、今後5年間の物価上昇なり人件費の高騰といったようなところを見込んでございますが、見込んだ以上に社会情勢の変化であったり、あとはそういった観点から、見込んだ以上にやはり物価上昇がそういった状況になった場合には、やはりそういったところを業者とまず協議しながらということで、今想定しているのは、見込んだ以上にそういったことが起きれば指定管理者と協議しながらということで、対応してはまいりたいとは考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

8 番、高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

結局のところ、今の答弁を聞いてもね、6,250万円が5年間の上限だということを固定できないということですよ、言われている答弁は。では、百歩譲りましょう。百歩譲って、限りなく向こう5年間の間、6,250万円に近づけるための手だてが必要なのではないですか。これは2月の質疑の際に私が提案していますけれども、覚えていると思いますけれども、それはやりませんか、やりますか。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

基本的には、その6,250万円ということで設定はしておりますけれども、公募するに当たって前回はその金額の設定はなかったわけです。したがって、こちらで想定している金額との乖離がかなり大きかったということもあって、今回は設定したという経緯があります。

ただし、やはりもちろんそれで5年間指定管理をするわけですが、やはりいろんな社会情勢等々で変化はあると思います。そういったときに、やはりもうがしっとそのままではなくて、やはりそこでは話合いできる余地を残しておかないと、受けたほうも大変ではないのかなというふうに考えておりますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

あまりこの議論だけやってもしょうがないのですけれどもね、結局はね、何度も言いますけれども、皆さん方、6,250万円が物価上昇値上げ分だとか何とかを含めて、この5年間の物価上昇値上げ分と言っているのですよ。いいですか。単年度ごとの物価上昇値上げ、それを見て変えると言っているわけではないのだから。答弁は、5年間の物価上昇値上げ分を含めて6,250万円はこちら側から提示をしたと。それに対して、引受側の共創パートナーズは納得してやれると言ったと、こういうことなのでしょう。だけれども、そこで全てをばさっと切れば、あまりにも大変だから、少しはお互い協議する余地を残しましょうというのが皆さんの考えなのでしょう。それはそれで分かるのですよ。

だとすれば、そのときに何をどういう形で協議をするのかと、このことをきちっと明示をした覚書だとか、基本協定附属覚書とか、そういうものをつくっておいて、その中で、例えば最低賃金がこれより変わった場合にはこういう協議をするとかさ、1,800の食料品を除く物価上昇率がこのようになった場合にはその何%以内で協議をするとかさ、そういうことを決めておかないと去年のシダックス大新東と同じことになるではないですか。そうなってはいけないから、せめて6,250万円を超える選択をせざるを得ないとしても、最小限のところ、限られた潤沢ではない財政なわけだから、つくっておく必要があるのではないですかと、これ、2月から私が言ってきていることなのですけれども、どうですか。

議 長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

今、高橋伸二議員のご指摘につきまして、今全体の上限があって、その物価高騰、物価上昇率の見込みを鑑みながら設定した額でありますので、そういった予期せぬ事態になった場合のその考え方等々については整理しながら、指定管理者のほうと協議を進めていければいいかなというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

議員がおっしゃっていることとうちのほうとで答弁している内容は、恐らく同じ熟知してお話ししていることだと思います。

ただ、全体的に6,250万円というのは当然、現時点で5年後は、パートナーズさんも町も5年後のことは見越せないわけですよ。ただ、それも加味しながら、今回は6,250万円をお願いして、3者で手挙げていただいて、そして最終的にパートナーズさんで提案させていただいているのですけれども、しかし、いろんな事業、例えば当然、当初事業であったり、公民館なり、まさしく社会的施設ですから、5年間の中に、例えばこういった事業も取り入れてほしいとか、逆にうちのほうでですね、そして向こうさんも、いや、うちのほうではこの金額だから、そこまで手出せませんよとか、そういうことだって当然出てくると思う。なぜかというのは、やっぱり社会教育施設であり、施設はやっぱり、ある意味では毎年毎年生き物だというふうに思っております。ですから、今までもシダックスさんにご奮闘いただいて、ここずっと皆さんにも交流施設として、その成果を十分上げていただいたというふうに大変感謝いたしているところであります。

そういった流れを今後も引き続き施設として運営していくためにも、そうした契約は契約ですけれども、ただ、先のことが読めない部分というのは、一方的にうちのほうから、あっちのほうからということではなく、その辺は今後もしっかり検討させていただきながら、追加になった場合でも当然、皆さんにも説明責任は果たすことは当然ですから、そういった内容でやはり少し柔軟的な運用というのも、やっぱり大変重要な施設の一つだというふうに考えておりますので、端的にこれ以上上がらないのですね、はい、そうですということには今日の答弁ではなりませんけれども、その辺は柔軟に対応しながら、社会教育施設としてのさらなる町民が本当に使い勝手がよく、そしてそこからまた新たな交流がスタートできる、また引き続きやれる、そういう施設を目指しながら運営をしてまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

私が、先ほど指定管理料の用途というのは変わらないのですねというふうにお聞きをしたのは、そこにつながるわけですよ。結局、6,250万円絶対頭打ち、これ以上認めないということになれば、出入り用方式が潰れるわけですよ、破綻してしまうのです。そのことを心配はするから、6,250万円を超える部分についての少なくとも歯止めのかかるような双方の取決めというものが今の段階でつくっておかないと、シダックス大新東の二の舞になりますよということをお心配して言うだけです。終わります。

議 長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、評価委員会による点数を示されておりますが、この評価委員となった対象の方々はどういった方々なのか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

外部委員としましては、平泉商工会長さん、平泉観光協会会長さん、JAいわて平泉の平泉営農経済センター長さん、平泉町社会婦人団体協議会の会長さんと、あとは残りは管理職ということになります。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

平泉町学習交流施設エピカは、住民の福祉のための大事な施設でございます。ここ開業以来、町の人たちが本当に一番触れた、評価もいただいている施設だったと思います。今回、こういった経緯で選定された団体ということだと思っておりますけれども、その評価された方々、もちろん点数の詳細とか、そういうことは伏せられているとは思っておりますけれども、この中の評価項目というものがどういった項目があったのか、お知らせいただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

菅原副町長。

副町長（菅原幹成君）

大きくは3つなのでございますけれども、まずは、事業計画書の内容が利用者の平等なありようの確保及びサービスの向上が図られるものであること、2つ目としては、この事業計画書の内容がこの施設の効用を最大限に発揮させるものであること、それから3つ目としては、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものということで、それぞれのこの各3つの中に今、管理運営の意欲や姿勢、あるいはサービス向上を図るための具体的な手法、期待される効果、それから施設の維持管理の内容等ですね、そういったもの、大体20項目ぐらい細部に分かれております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

最初の指定管理のときに要求水準書というもので契約をしたと思っておりますけれども、今回もそういった形での要求を出されているということによろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今回の要求水準書といいますか、いずれ、その募集要項の中に町として要求するといったよ

うな内容をそれぞれ項目ごとにしてございますので、先ほど申したとおり、図書館運営であったり、あとは総括管理といったようなところでのある程度の内容をお示ししながらというような形で、それによって、公募した各業者から提案書といったような形を受けて、その中で今回、平泉みらい共創パートナーズさんがまず評価点が高かったというようなことになりますので、そういったうちのほうで示した内容に基づいたものと、あとは自主事業といったようなものもございますので、そういったものを今後、来年度以降ですね、新たな指定管理者の下で、そういった事業を展開していただくといったような内容になってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その評価委員の方々の評価の中で特筆すべきこととか、そういったところを、もしあれば伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

この指定管理者制度の運営移管につきましては、まず非公開といったようなところで開催されてはおりますが、その公表できる範囲内での内容にはなりますが、いずれにいたしましてもその委員からの評価は好評といったようなところで、まずこの平泉みらい共創パートナーズさんの分だけにはなるのですけれども、まず公民館、図書館運営管理の実績が十分あり、新しい展開によるにぎわい創出が期待されるといったようなところや、あとは事業計画について、具体的かつ積極的なものとなっており、明るい未来、平泉を感じさせられた。あわせて、新規事業について期待できるものが見られたといったような審査委員会からの評価、好評をいただいているというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今現在の職員というか、そういうところを今後、新しい経営者になるといった場合の、これからだとは思うのですけれども、できるだけ今現在、働いていらっしゃる方々は非常に町民の方々も評価をしているところだと思うので、そういったところをやっぱり継続的なことを望むところなのですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

現在、雇用されているの方々についてというようなところでございますが、いずれにいたしま

しても雇用主は、まず新たな指定管理者に移るといったようなところではございますが、これまでの施設運営に携わってきた方々ということもございますので、そういった運営の円滑性や、あとはサービス水準の維持といったようなところで、やはり現在、勤務されている方々の経験といたしますか、そういった知識はまず大変重要ではないかといったようなところもございますので、具体の雇用契約については、先ほど申したとおり、新たな指定管理者というようなところではございまして、今後、その雇用については指定管理者と、あとは雇用者といいますか、職員といったようなところでの間で行われるところではございますが、そういったところをまず、引き続き継続といったようなところを教育委員会といたしましては、お願いはしてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第16、議案第57号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書29ページをお開き願います。

議案第57号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書30ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明いたしますが、款項同額の場合は項の補正額で説

明いたします。

初めに、歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税2,564万7,000円、これは現年課税分でございます。

12款分担金及び負担金、1 項負担金82万1,000円。

13款使用料及び手数料、1 項使用料5万2,000円。

14款国庫支出金1,018万9,000円、1 項国庫負担金1,116万3,000円、これには障害者介護給付費等負担金856万8,000円が含まれております。2 項国庫補助金612万5,000円、これには物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金584万3,000円が含まれております。3 項委託金709万9,000円の減、これには北上川上流堤防除草業務委託金724万9,000円の減額が含まれております。

15款県支出金97万円の減、1 項県負担金557万7,000円、これには障害者介護給付費等負担金428万4,000円が含まれております。2 項県補助金34万8,000円、3 項委託金689万5,000円の減、これには県道除草委託金681万3,000円の減額が含まれております。

16款財産収入、1 項財産運用収入30万1,000円。

17款寄附金、1 項寄附金2,000万円、これはふるさと応援寄附金でございます。

18款繰入金、2 項基金繰入金1,998万9,000円、財政調整基金繰入金1,648万9,000円、ふるさと応援寄附基金繰入金300万円でございます。

20款諸収入145万7,000円の減、2 項町預金利子85万9,000円、4 項受託事業収入1万円、5 項雑入232万6,000円の減、これには物件移転補償金684万2,000円の減額、一関地区広域行政組合介護保険事業精算返還金417万9,000円が含まれております。

31ページでございます。

21款町債、1 項町債250万円の減。

歳入合計補正額7,207万2,000円でございます。

次に、議案書32ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費47万4,000円。

2 款総務費3,367万3,000円、1 項総務管理費3,320万9,000円、これにはふるさと応援寄附基金積立金2,000万円が含まれております。2 項徴税費70万円、3 項戸籍住民基本台帳費28万円の減、5 項統計調査費4万4,000円。

3 款民生費3,000万7,000円、1 項社会福祉費2,569万3,000円、これには生活困窮者冬季特別給付金475万円、介護給付費・訓練等給付費1,713万7,000円が含まれております。2 項児童福祉費431万4,000円、これには障害児給付費408万9,000円、長島保育所園庭フェンス・遊具等移設工事684万2,000円の減額が含まれております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費163万2,000円。

6 款農林水産業費638万1,000円、1 項農業費526万7,000円、これには飼料価格高騰対策畜産農家支援金332万6,000円が含まれております。2 項林業費111万4,000円。

7 款商工費、1 項商工費834万8,000円、これにはキャッシュレス決済利用促進事業第2弾委

託料665万7,000円が含まれております。

8 款土木費1,705万7,000円の減、1 項土木管理費5,000円、2 項道路橋梁費963万7,000円の減、これには用地取得費1,022万5,000円の減額、立木等移設費722万5,000円が含まれております。

3 項河川費733万4,000円の減、これには北上川上流堤防除草業務委託料704万円の減額が含まれております。4 項都市計画費70万9,000円の減、5 項住宅費61万8,000円。

9 款消防費、33ページでございます。1 項消防費506万1,000円、これは消防事務委託負担金でございます。

10 款教育費355万3,000円、1 項教育総務費62万4,000円、2 項小学校費10万8,000円、3 項中学校費7 万円、4 項幼稚園費29万4,000円、5 項社会教育費233万1,000円、これには用地取得費1,479万7,000円、建物移転補償金1,612万6,000円の減額が含まれております。6 項保健体育費12万6,000円。

歳出合計補正額7,207万2,000円でございます。

次に、議案書34ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございます。

初めに、追加でございますが、起債の目的、特別史跡観自在王院跡公有化事業につきまして、限度額は90万円、起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率は3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができると定めようとするものでございます。

次に、変更でございますが、起債の目的、道路橋梁事業につきまして、変更前の限度額7,750万円を変更後の限度額7,480万円に、特別史跡無量光院跡公有化事業につきまして、変更前の限度額1,310万円を変更後の限度額1,240万円にしようとするものでございます。記載の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変わりはありません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、初めに、49ページの上で14節の工事請負費の減額684万2,000円、長島保育所園庭フェンス・遊具等施設工事、この減額になった理由を教えてください。

議 長（高橋拓生君）

小野寺長島保育所長。

長島保育所長（小野寺崇君）

49ページの児童福祉費、14節の工事請負費の減額についてですけれども、これにつきまして

は今年度主要地方道一関北上線開業に伴いまして、先行して県道の相川平泉線の拡張工事への着手が予定をされていたところだったのですけれども、それに伴う用地ということで、長島保育所の園庭の土地が一部対象になるということで、県のほうから連絡を受けていたところですよ。

この用地につきましては、個人の方の所有用地を町のほうで借りて保育所用地として使っているという土地でございます、これの買収契約用地交渉の契約が今年度実施されるという予定で、それに伴って移転が必要になるという部分での予算要求をしていたところだったのですが、現段階で県のほうから、用地交渉については、用地買収について令和7年度中の買収が難しいというご連絡を受けております。それに伴いまして、今年度の移設というものがなくなるということで、それがはっきりしたので、今回、工事費については減額をするということでございます。

あわせて、歳入のほうで、雑入のほうに物件移転の補償金というのが同じく684万2,000円というのがあったのですけれども、これについては県からの補償金、その同額で工事を予定していたということで、歳入歳出とも今回の12月議会で減額をさせていただくということでございます。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

では、来年度はこれ計上になるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺長島保育所長。

長島保育所長（小野寺崇君）

現段階で、岩手県とも情報共有をさせていただいているのですけれども、今年度できなかった部分については次年度という予定にはなっているということですが、補償費等につきましては、年度も変わるということで再度、今回の移転補償金についても概算ということでの金額提示でしたが、来年度に事業を実施するということであれば、来年度に予算要求というか、当初予算に計上させていただきたいというふうに考えています。

議長（高橋拓生君）

3番、大友仁子議員。

3番（大友仁子君）

次に、53ページの一番下の21節補償補填及び賠償金の立木等移設費722万5,000円なのですが、これ多額なのですが、この詳細についてお知らせ願います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

53ページの16節公有財産費と21節補償補填の関係ですけれども、町道樋の沢大沢線の用地費と補償費の確定によりまして、事業費の組み替えにより補正で、用地費については減額、立木

補償については増額するものでございます。用地費取得費については、13件の契約をする予定でございます。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第17、議案第58号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書67ページをお開きください。

議案第58号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、68ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

1款使用料、1項駐車場使用料80万円の減、これは毛越寺駐車場使用料の減額によるものであります。

歳入合計補正額80万円の減となります。

続きまして、69ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費80万円の減、これは警備委託料180万円の減のほか、消費税及び地方消費税の100万円が含まれております。

歳出合計補正額80万円の減となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第18、議案第59号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書73ページをお開きください。

議案第59号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

74ページをお開きください。

令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書、項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入です。

1 款下水道事業収益10万円の減、1 項営業収益、1 目下水道使用料60万円の減、2 項営業外

収益、3目他会計補助金8万8,000円、3項特別利益、2目過年度損益修正益41万2,000円。

次に、支出です。

1款下水道事業費用31万8,000円の減、1項営業費用31万8,000円の減、1目公共下水道污水管渠費40万4,000円の減、7目総係費8万6,000円。

今回の補正の主な内容は、支払額の精査による営業費用の減額、処理量減少に伴う下水道使用料の減額、またそれらに伴う他会計補助金の増額であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

日程第19、議案第60号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書81ページをお開きください。

議案第60号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

83ページをお開きください。

令和7年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益的収入及び支出でございます。

収入です。

1 款水道事業収益48万1,000円、2 項営業外収益48万1,000円、1 目受取利息及び配当金38万1,000円、3 目他会計補助金10万円。

2 款簡易水道事業収益40万3,000円の減、2 項営業外収益、3 目他会計補助金40万3,000円の減。

収入合計7万8,000円。

84ページに移ります。

支出です。

1 款水道事業費用93万8,000円の減、1 項営業費用、5 目総係費105万8,000円の減、2 項営業外費用12万円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費42万円、4 目消費税及び地方消費税30万円の減。

2 款簡易水道事業費用85万1,000円の減、1 項営業費用、5 目総係費96万4,000円の減、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費11万3,000円。

支出合計178万9,000円の減。

今回の補正は、人事異動による人件費の補正及び企業債等の利子確定による補正並びにそれに伴う他会計補助金の補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時13分

議長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

日程第20、議案第61号から日程第26、議案第67号までの条例案件1件、補正予算案件6件、合計7件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、追加議案となります条例案件1件、補正予算案件6件、合計7件につきましてご説明申し上げます。

初めに、条例案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第61号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります。10ページに記載のとおり、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、通勤手当及び日直手当の支給限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件6件につきましてご説明申し上げます。

議案書その2の11ページをお開き願います。

議案第62号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,902万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,290万7,000円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の41ページをお開き願います。

議案第63号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億527万1,000円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の47ページをお開き願います。

議案第64号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,979万円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の53ページをお開き願います。

議案第65号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和7年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,584万8,000円としようとするものでございます。

次に、議案書その2の63ページをお開き願います。

議案第66号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和7年度平泉町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度平泉町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用23万8,000円。

第3条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものでございます。

第1号職員給与費、既決予定額1,031万5,000円、補正予定額23万8,000円、計1,055万3,000円。

次に、議案書その2の71ページをお開き願います。

議案第67号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和7年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用60万8,000円。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用28万8,000円。

第3条、令和7年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,266万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額2,485万4,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金7,781万2,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

支出、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費25万7,000円。

72ページをお開き願います。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものでございます。

第1号職員給与費、既決予定額3,182万3,000円、補正予定額115万3,000円、計3,297万6,000円。

以上、提案をいたします。審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め議決したいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第61号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵嘉之君)

それでは、議案書その2の3ページをお開き願います。

議案第61号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この一部改正条例は、令和7年8月の人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、国に準拠した内容で一般職の職員の給料月額、通勤手当及び日直手当の支給限度額、期末手当及び勤勉手当に係る支給割合の改定を行うため、平泉町職員組合と労使協議を行い、妥結した内容により提案させていただくものでございます。

参考資料1ページをご覧ください。

議案第61号参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明いたします。

第1条では、初めに通勤手当の改正であります。自動車等を使用する職員の通勤手当の上限額について2万4,100円から2万5,600円に引き上げようとするものでございます。

次に、日直手当の改正であります。週休日及び休日に係る日直勤務を命ぜられた職員に対する日直手当の上限額について、勤務1回につき4,400円から4,700円に引き上げようとするものでございます。

なお、通勤手当及び日直手当に係る上限の引上げは、令和7年4月1日から適用しようとするものでございます。

次に、令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当に係る支給割合の改正でございますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、期末手当で100分の127.5から100分の130に、勤勉手当で100分の102.5から100分の105にそれぞれ0.025月分、合わせて0.05月分の引上げの改定を、定年前再任用短時間勤務職員においては、期末手当で100分の70から100分の72.5に、勤勉手当で100分の50から100分の52.5にそれぞれ0.025月分、合わせて0.05月分の引上げの改定を行い、令和7年12月1日から適用しようとするものでございます。

次に、給料月額の改正でございますが、参考資料2ページから6ページにわたり記載されております別表第1の現行欄の行政職給料表を改正後案欄の行政職給料表のとおり改定し、令和7年4月1日から適用しようとするものでございます。

続いて、参考資料7ページをお開き願います。

第2条では、初めに通勤手当の支給範囲の拡大に係る改正であります。通勤のため自動車を使用し、有料の駐車場を利用する職員に対し、1か月当たり5,000円の範囲内で新たに通勤手当を支給しようとするもので、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

続いて、参考資料8ページをお開き願います。

令和8年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給割合を規定するものでございまして、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、年間合計0.05月分の引上げとしてならずため、期末手当で100分の128.75、勤勉手当で100分の103.75に改定、定年前再任用短時間勤務職員については、年間合計0.05月分の引上げとしてならずため、期末手当で100分の71.25、勤勉手当で100分の51.25に改定し、令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

今回の改定によりまして、給料月額では、高卒初任給が1万2,300円の増額、大卒初任給が1万2,000円の増額となるなど、若年層に重点を置きつつ、全職員が引上げ対象となる見込みでございます。

改定率では、全体で平均3.3%の引上げとなる改定を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第6号）について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

議案書その2の11ページをお開き願います。

議案第62号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせて

いただきます。

本補正予算につきましては、議案第61号に関連いたしまして、令和7年人事院勧告に鑑みた一般職の職員及び会計年度任用職員の給与等の改定に伴う人件費の予算調整のため、提案させていただくものでございます。

議案書その2の12ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金4,902万3,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額4,902万3,000円でございます。

次に、議案書13ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費69万1,000円。

2款総務費1,030万円、1項総務管理費714万7,000円、2項徴税費230万9,000円、3項戸籍住民基本台帳費41万8,000円、4項選挙費17万6,000円、5項統計調査費25万円。

3款民生費1,526万4,000円、1項社会福祉費570万3,000円、これには健康福祉交流館特別会計繰出金197万2,000円が含まれております。2項児童福祉費956万1,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費243万4,000円。

6款農林水産業費、1項農業費252万4,000円。

7款商工費、1項商工費144万円、これには駐車場特別会計繰出金44万3,000円が含まれております。

8款土木費160万4,000円、1項土木管理費96万8,000円、2項道路橋梁費22万5,000円、4項都市計画費20万円、5項住宅費21万1,000円。

9款消防費、1項消防費22万4,000円。

14ページでございます。

10款教育費1,454万2,000円、1項教育総務費264万2,000円、2項小学校費338万4,000円、3項中学校費74万8,000円、4項幼稚園費66万1,000円、5項社会教育費696万9,000円、6項保健体育費13万8,000円。

歳出合計補正額4,902万3,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長(伊藤正幸君)

議案第63号、令和7年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書その2の42ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、6款繰入金、2項基金繰入金34万1,000円、財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額34万1,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費19万5,000円、報酬、職員手当等及び共済費でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費14万6,000円、報酬、職員手当等及び共済費でございます。

歳出合計補正額34万1,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)について担当課長の補足説明を求めます。

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長(伊藤正幸君)

議案第64号、令和7年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書その2の48ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正の場合は項の補正額でご説明をいたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金197万2,000円、一般会計繰入金でございます。

歳入合計補正額197万2,000円の増額でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費197万2,000円、報酬、給料、職員手当等及び共済費でございます。

歳出合計補正額197万2,000円の増額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）について担当課長の補足説明を求めます。

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議案書その2、53ページをお開きください。

議案第65号、令和7年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明いたします。

54ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

初めに、歳入でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金44万3,000円、これは一般会計繰入金であります。

歳入合計補正額44万3,000円となります。

続きまして、55ページになりますが、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費44万3,000円。

補正予算につきましては、議案第61号に関連し、令和7年度人事院勧告に鑑みた一般職並びに会計年度任用職員の給与等の改定に伴う人件費の調整となります。

歳出合計補正額44万3,000円となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書その2、63ページをお開きください。

議案第66号、令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

64ページをお開きください。

令和7年度平泉町下水道事業会計補正予算実施計画書、項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用23万8,000円、1項営業費用、7目総係費23万8,000円。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）について担当課長の補足説明を求めます。

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

それでは、議案書その2、71ページをお開きください。

議案第67号、令和7年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

きます。

73ページをお開きください。

令和7年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用60万8,000円、1 項営業費用、5 目総係費60万8,000円。

2 款簡易水道事業費用28万8,000円、1 項営業費用、5 目総係費28万8,000円。

支出合計89万6,000円。

資本的支出でございます。

2 款簡易水道事業資本的支出25万7,000円、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費25万7,000円。

支出合計25万7,000円。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の補正であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議 長（高橋拓生君）

日程第27、発議第9号、「人口減少対策に関する提言書」提出に関する決議を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

11番、総務教民常任委員長、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

11番、升沢です。

発議第9号。

令和7年12月11日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

「人口減少対策に関する提言書」提出に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。

「人口減少対策に関する提言書」提出に関する決議（案）。

現在、人口急減、超高齢化の問題は我が国の最重要課題となっている。この課題が日本の経済社会に及ぼす影響は著しく、経済活動はその担い手である労働力人口に左右されている。労働力人口は2014年の6,587万人から、2060年には3,795万人へと減少していくと推測されている。また、総人口に占める労働力人口の割合は2014年の52%から、2060年には44%に低下することから、働く人よりも支えられる人が多くなることになる。

この状況は大都市圏よりも、地方圏に顕著にみられ、今後地方圏を中心に4分の1以上の地方自治体で行政機能をこれまで通り維持していくのが困難になる恐れがあるといわれている。

本町の人口は、昭和60年の9,703人をピークとして現在に至るまで一貫して減少傾向が続いている。年齢区分でみると、年少人口と生産年齢人口は減っているが、老年人口は増加しており、3人に1人が高齢者である。人口が減少しているにもかかわらず世帯数は増加傾向となっており、1世帯当たりの人員が減少し、高齢者世帯が増えている状況にある。

こうした背景を踏まえ、本町の実情を検証しながら様々な課題解決に向け、人口減少は避けようのない課題であるが、緩やかなカーブにする施策が求められている。当委員会において、下記事項を要旨とする「人口減少対策に関する提言書」を別冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、もって、この政策に基づく施策の実施について提言表明する。

記

1、人口の自然増への取り組み。

(1) 近年の物価高騰は若い世代の生活を圧迫し、困窮する家庭も増加しているといわれている。若い世代が出産や育児に対して抱える不安を解消し、子育てしやすい環境整備のために、中学生への給食費の無償化及び第2子以降への出産祝金の多子加算の経済的な支援策を講じられたい。

(2) 子育て世代から強く要望のある、子どもたちがのびのびと遊び、多世代が交流することができる公園の整備は喫緊の課題である。早急な整備を図られたい。

2、人口の社会増への取り組み。

(1) 地域おこし協力隊などの人材を活用し、小規模ビジネスなどの起業を促し、中尊寺通りや毛越寺通りの空き店舗の活用により、観光客が散策したくなる町並みの形成を図り、交流人口の増加を図られたい。

(2) お試し居住をさらに推進し、移住への機会の創出を図られたい。

(3) 若者のU I ターンを増やすためには、雇用の場としての企業誘致を積極的に推進することが必要である。企業誘致の推進と、空き家バンクの充実による住まいの提供を図られたい。

また、安価で購入できる住宅団地の造成など住環境の整備を図られたい。

以上、決議する。

令和7年12月11日。

岩手県平泉町議会。

どうぞご審議をよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決しました。

議長（高橋拓生君）

日程第28、発議第10号、「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番、産業建設常任委員長、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

6番、三枚山光裕です。

発議第10号。

令和7年12月11日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

提出者、産業建設常任委員会委員長、三枚山光裕。

「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議。
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。

「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」提出に関する決議
(案)。

「少子高齢化」と言われる状況は平泉町においても、基幹産業の農業はもとより、町内産業にも大きな影響を及ぼすとともに、地域経済や暮らしにも大きな変化をもたらし、それへの対応が求められている。

また、世界的な課題となっている地球温暖化による異常気象は、自然災害の頻発とともに、農業生産に与える影響に留まらず、生態系にもおよび鳥獣被害拡大の要因ともなっている。

本委員会は、①社会基盤整備について、②農業振興策について、③観光・産業振興策について調査をしてきた。

社会基盤整備については、長年の課題となっている町道の改良を引き続き推進するとともに、住民生活と密接不可分となっている「景観条例」の見直し改定などが課題となっている。

農業振興では、地球温暖化に伴う自然災害や有休農地への対応と後継者対策が急がれる。とりわけ近年急増しているクマの出没、新たなイノシシ被害の拡大など、相次いで住宅の近隣での目撃情報が報告されていることに住民は危機感を募らせている。町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、新たな緩衝帯を設置するなどの施策を展開することとしているが、限界もある。また、防護柵の設置が、被害地域の拡大にもなっている中で求められるのは、個体数の削減努力だ。町内の鳥獣被害防止対策実施隊員は増えているものの、不断の活動としてのモチベーションが高まっていない背景と要因に注視しなければならない。

観光・産業振興策では、物価高騰が町内の事業者の経営と暮らしに及ぼす影響は改善に向けた途上であり、その支援策も求められている。

こうした背景を踏まえ、住民にとって安心、安全で持続可能な社会づくりに取り組むために、住民要望等に対する継続的な改善策と対応策を方向付けることを目的として、下記事項を要旨とする「社会基盤整備、農業振興策及び観光・産業振興策に関する提言書」を別冊のとおり取りまとめたので、これを町に提出し、もって、この政策に基づく施策の実施について提言表明する。

記

(1) 社会基盤整備について。

長年の課題である町道の改良路線の推進を引き続き図られたい。

景観条例においては、都市計画マスタープランの改定を踏まえ、一般住宅は規制の対象外、または緩やかな基準にするほか、町の街並みにおいても、地域の特性ごとに景観形成の方針や基準を定めるなど、他自治体の「景観条例」も参考にし、住民との話し合い、協議を大事にしながら、住民の要望に沿った改定に取り組まれたい。

(2) 農業振興策について。

町民の命と農作物などの財産を守り、鳥獣と共生していくために、野生鳥獣対策の体制強化

を図られたい。特に、クマ対策として茂み削減のための刈り払いや里山の整備のため地域や団体への補助制度の整備、緊急銃猟の体制確立、実施隊活動報酬及び有害鳥獣捕獲謝礼などの見直しと改善を検討するほか、県や国への要望など、秋田県や花巻市など先進地域の取り組みを参考に対策を講じられたい。

(3) 観光・産業振興策について。

物価高騰のなか、価格転嫁は難しい中小零細事業者の廃業や倒産が、岩手県内では2011年の東日本大震災に次いで増えていることから、町内事業者への支援を強められたい。

現在、平泉町では「オーバーツーリズム」と言われている状況はないものの、平泉町は面積あたりの入込客数が全国有数の観光地でもあり、今後、国の方針による観光客の急増も考えられることから、その動向を注視し対応策も検討されたい。

以上、決議する。

令和7年12月11日。

岩手県平泉町議会。

以上、審議をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決しました。

ここで提言書の提出を議場で行うため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時57分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

以上で、本定例会12月会議に付議された全ての議案が議了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これもちまして、令和7年度平泉町議会定例会12月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

閉議 午後 2時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二